

平成27年第7回せたな町議会臨時会

平成27年11月2日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算（第8号）
- 6 議案第 2号 平成27年せたな町病院事業会計補正予算（第2号）
- 7 議案第 3号 建物及び土地の無償貸付について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 2番 神田和浩君 | 3番 江上恭司君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 梶田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（1名）

- 1番 細川伸男君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 高野利廣君
総務課長 西村晋悟君
財政課長 佐々木正則君
建設水道課長 原進君
国保病院事務局長 小林安晴君
国保病院事務局長次長 中川讓君
財政係長 吉田有哉君

管 財 係 長 金 澤 喜 嗣 君
《大成総合支所》

総 合 支 所 長 堂 端 重 雄 君
《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長 篠 塚 三 喜 郎 君
産 業 建 設 課 長 福 士 裕 継 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 成 田 円 裕 君
教育委員会事務局長 高 田 威 君
教育委員会事務局次長 上 野 朋 広 君
教育委員会事務局主幹 増 田 和 彦 君
教育委員会事務局主幹 黒 澤 美 知 子 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 横 川 洋 二 君
職 員 厚 生 係 主 任 大 庭 啓 君
事 務 局 書 記 松 林 功 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんこんにちは。

細川議員から欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員11名で定足数に達していますので、平成27年第7回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において10番、大野一男君、11番、熊野主税君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告2件ございます。

まず町立国保病院の医師体制について報告いたします。10月31日付で嘱託内科医の野村喬先生が急遽、体調不良により退職いたしました。当面、12月から宮田先生が毎週1日から

2日に、消化器科小林先生には、隔週から毎週に急遽診察をお願いし、急場をしのいで参ります。現在、常勤医師2名体制となっており、医師に負担がかかっている状況から、医師確保が急務であり、今後も常勤医師確保に全力を注いで参りたいと考えているところです。

以上、町立国保病院の医師体制につきまして報告をいたします。

次に10月1日から3日にかけての強風による被害状況について報告いたします。詳細はお手元の資料になりますが、10月1日から3日にかけて発達した低気圧の影響により、最大風速30.7mの強風を記録し、記載のと通りの被害が発生したものであります。

まず住宅被害では、町営住宅の一部破損により100万円、非住家被害では瀬棚中学校倉庫の一部破損により59万4,000円、農業被害では、ビニールハウスなどの一部破損で79万1,000円、土木被害では、瀬棚区須築漁港の防波堤の波消ブロックの流失などで、管理者は北海道であり被害額は調査中とのことでございます。水産被害では、漁港施設、共同利用施設、漁具などの被害で9,145万円、公立文教施設被害では、久遠小学校の外灯倒壊で29万4,000円の被害で、被害総額が9,412万9,000円となっております。

なお、一部の被害に関わる復旧経費につきましては、今臨時会の補正予算で計上させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） せたな町一般会計補正予算でございますけども、今回、提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に920万5,000円を追加し、総額を94億7,897万4,000円とするものであります。

その主な内容ですが旧瀬棚商業高等学校に係る用地購入費や檜山広域行政組合消防費負担金のほか、10月1日未明から3日にかけての強風により被害を受けた久遠小学校の修繕などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） お手元の議案書4ページでございます。最初に歳出について説明を申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、旅費18万1,000円、公有財産購入費、用地購入で500万円の追加でございまして、旧瀬棚商業高等学校敷地用地となっ

ております4筆2, 099平方メートルを購入するための追加でございます。9款1項1目ともに消防費では199万8, 000円の追加でございます。補正の内容につきましては別冊で配布してございます檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけますが、消防庁舎新築工事の追加でございます。内容につきましては外構の舗装工事についてお願いをするものでございます。

次に5ページでございます。10款教育費、2項小学校費、3目学校施設整備費では115万円の追加でございます。10月1日から3日にかけての強風によりまして久遠小学校の校舎外壁及び街灯3基が被害を受けましたので、これらの修繕についてお願いをするものでございます。次に3項中学校費、3目学校施設整備費59万4, 000円の追加につきましても同様に強風によりまして、瀬棚中学校物置の屋根が被害を受けましたのでこれの修繕についてお願いをするものであります。次に6項保健体育費、2目体育施設管理費28万2, 000円の追加は瀬棚区三杉球場の水道給水管の漏水修繕でございます。

次に歳入でございますが、戻りまして4ページでございます。9款1項1目ともに地方交付税では、普通交付税で920万5, 000円の追加をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第2号 平成27年度せたな町病院事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） せたな町病院事業会計補正予算でございますけども、今回提案申し上げます補正予算につきましては、町立国保病院会計資本的収支において、来年4月から新採用する医師の確保に対する貸付金について補正をお願いするものであります。

内容につきましては病院事務局長から説明いたさせます。

ご審議たまりますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 資料9ページをお開き願います。1款せたな町立国保病院資本的支出3項投資、2目1節貸付金2,548万1,000円、新採用医師貸付金であります。2,548万1,000円につきましては損益勘定留保資金で補てんするものであります。

それでは内容を説明させていただきます。現在この先生は産業医学振興財団から2,548万354円の修学資金返済残額があります。これは一度も返済した額ではありません。財団へ一括返還しなければ当院へ入職できないとのことから、今回、医師確保のため貸付金について補正をお願いするものです。お配りしました資料ですけれども平成28年4月当院で勤務をいただく予定の医師は、現在、道内に勤務する31歳男性の先生です。貸付額は2,548万1,000円、貸付けは財団から先生の修学資金返還債務総額確定通知書により確認しております。この確定通知書につきましては、皆さんに資料としてお配りしている金額でございます。これにより額は確認しているところです。貸付金の償還方法ですけれども、10年償還としまして8年以上勤務の場合、それにつきましてそれ以降の償還額を免除するというので、本人の償還額が7年間で3分の2の約1,700万円、それから免除額につきましては8年目以降、3年間で3分の1、約850万円となります。中途退職の場合、残額は一括返済をいただくこととなります。それから貸付けに当たりまして連帯保証人2名を付けていただくことにしております。先生は現在当院に勤務する内科医師と同僚でありまして、当院のほか数箇所病院を見学していますが当院でぜひ地域医療に従事したいと。また町民のために貢献したいという熱意を持っている先生で、信頼の置ける先生でもあるため当院としては何としても確保したいと考えているところです。

よろしくお願いたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

江上議員。

○3番（江上恭司君） この説明資料によると、8年間勤務した場合は免除、今どこに勤務しているんですか。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 今、道内ですけれども、先生がここの議決を得なければ、相手方の病院にも自分の退職がまだ伝えられていないということですので、ちょっと今病院名は伏せておきたいと思うんですけれども、場所的には空知管内です。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 場所はいいとして、空知管内に今病院に勤めているということですが、そもそも修学資金貸付というのは、どういう規定があつてその病院に入ったのか、その辺もう一度お願いします。

○議長（菅原義幸君） 小林局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 奨学資金の貸付条例これらに準じて今対応しているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） そしたら今は勤めてるところの奨学資金条例に基づいて借りたんですか。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 今この先生は産業医学振興財団という産業医科大学を卒業しておりまして、そのときに財団から借りた貸付金であります。奨学金というんですか。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） ということは、その今勤めている関係のところこの財団との関係が僕はどうも見えてこないんですけど。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 借りてるこの財団関係と今のいる病院とは関係は無いです。それで先生が、今研修を受けてまして、先生がその関連する産業医科大学に関連する勤務場所に貸付けしている医科大学関連の病院に勤務しますと、先生の方は免除というのは出てくるのかもわかりませんが、それを結局そっちに勤務しないで、今うちの病院に来たいとなったときに、その財団には一括返済しなければ、結局先生はこちらに勤められないということもありまして、そのために今回一括返済するための貸付をする。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今の先生、後期研修をやっております。ことしいっぱいで後期研修が終わります。終わりますと正式にといいますか、今度は独り立ちした内科医ということで産業医科大学の守備範囲の病院に勤めなければならないという縛りが発生してるんです。そこで4月からうちの病院に勤めていただくということになりますと、それは一括返済をしなければならないという話でございまして。それと実はきょう森院長ここに来てその辺の詳しいことをお話しすれば良かったんですが、あいにく出張中ということで院長からの話を紹介したいと思います。現在、患者から内科医の先生が安定しないという不安の声が大きくて、内科医師これは1名でございまして、外来診療のほか当直、救急など先生に係る負担が非常に多い状況にあります。院長は何としても最低もう1名医師を確保したいと。現状のままでは今いる先生も、来年以降不安があると。居てくれるかどうか不安だというお話です。4月から採用予定の先生、この先生であります。院長面談をいたしましたら非常に期待をしている先生というふうに見たと。ぜひお願いをしたいんだと。実は院長、相手先の公立病院です。公立病院の院長にもお会いをしまして、今勤めている病院の院長にもお会いしてお願いをした。このときに相手方の院長は大変残念だと。期待をしている若い先生というような話だったものですから、非常に残念に思うと。しかしいい先生ですから行った時にはよろしくお願ひしますという話であったようです。議員の皆さんにもよろしくお願ひしたいという院長の話でございまして。

○議長（菅原義幸君） 江上議員3回の質問回数を超えてますが、議長の判断により特に許可

をいたします。

○3番（江上恭司君） 最後先生がいろいろ変わる問題含めて町民の中に不安があることはよく聞きます。それでまだはっきりわからないのは、この産業医科大学の系統の病院でなきゃだめだという縛りがあるんだったら、僕は相手方に対してこういうことやって本当にいいのかどうかというちょっと疑問感じるんです。うちの貸付制度も、今看護師に貸付けて終わったらこの病院に何年か勤めてもらいますという形の貸付やってるわけでしょ。そういう貸付けであるなら相手に対して、相手のほうもそういう意味で医者育てて病院に働いてもらうという中でやってきたということでの礼儀的な問題含めてその辺が僕はどうも引っ掛かるんです。こういうことやっていいのかどうかという問題含めて。今、町長がおっしゃられたとおりにその勤めている病院の先生も大変残念なことだということを端的に言ってる問題含めて、その辺がきちんと僕はなってるのかどうか非常に疑問を感じるところで、もしできれば産業医科大学の系統の病院というのはどういう病院があるのかお知らせください。それと相手に対してどういう形できちんとしているのか含めて最後の質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） うちの場合も医師あるいは看護師と医療スタッフの奨学資金を貸付けをしております。しかしその場合にやはり本人の希望というのが、私たちとしてもこの縛りを掛けたいんですが、なかなか本人の希望を優先せざるを得ないという状況に現在あります。したがって、うちで貸している看護師に対する奨学資金を借りた看護師も、実は、うちの病院に勤めないで全額返済して他の病院に勤めるという状況ございます。これはやはり本人の最終的な決断というのが優先されるという状況、これいたし方がないのではないかと。今回のこの先生につきましても、同じような状況にあるんだと思います。これは、もしこの話がまとまるという段階になったときに、これは当然、産業医科大学の借りている先方にもしっかりこういうことで申し訳ないという話をきちんとまちの病院のから、これは礼儀として通さないとならないと思っているところでございます。産業医科大学のこれは系列の病院に当然勤める必要があるんだと思いますが、その系列の病院がどういう病院かということについては、残念ながら私のほうで調整しておりませんので、これは追ってもし必要であればこれはしっかり調査をして、どういった病院がグループにあるのかということお伝えしたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 江上議員、条件付きの答弁になってますけれども、重ねてあれば特に許したいと思いますが、よろしいですか。

江上議員。

○3番（江上恭司君） 僕はただ相手のことに、やっぱりこういうことを、今は道内各地で医者足りないのははっきりしているんです。特にへき地。だからといってその無理やりお金あれから引っ張ってくるよというような相手に印象を与える。また全体にそういう印象を与えるような行為だけはきちんとしてほしいんです。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私たちもそういった正面から肩代わりするからうちの病院にきてくれ

というそういった医師の確保は現に慎まなければならないと思っています。ただ今回のケースは先生からぜひうちの国保病院で働きたいという申し出があったという前提があるわけですので。私たちとしては、やはり今こういう医師体制、院長を含めて2名の常勤医師という体制でありますから、これはそういったチャンスがあれば、町民の医療を守る。守らなければならないという、うちの病院の性格上何としても確保したいものと考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。ほかにございませんか。

大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 先生がここに来たいというご意見もありますのでわかります。それで数字のことちょっと教えていただきたいと思います。この先生が26年3月30日で貸付期間が終わって、27年4月からお仕事に入っているということで、今までの分では1円も償還をしていないということでございますけれども、これ町で一括で払うことは、元金の分と利息分と二通りあります。そうすると1,900万はあるいはその部分プラス罰則金ですか、ペナルティだとか。そういうような数字になるのかと思うんです。利息でいくのかと私は思うんですけれども、ここら辺はどういう方法で支払い金額決まっているのかと。このほかにも何かしたら罰則金が出るのかと私考えますけど、どんなものでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。26年まで借入を行なっておりますが、これ27年で後期研修終わります。28年度から正式と言いかどうかわかりませんが、勤務をされるということになります。それ以降の償還になるんだろうと思います。したがって、先ほどもご説明いたしました、これを先生が私たちの病院に勤めるということになれば、これは当然、一括して繰り上げて償還しなければならない状況にあるわけですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 銀行からお金を借りて繰上げ償還となれば利息分はその分早めに払うことになるからその分ちょっと安くなるんでないかという初歩的な考え方でいるんですけれども、この場合はそうならないんですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの債務総額でございますが、これは今の段階の総額と考えてください。これだけ債務総額の確定した金額ですということになるんだと思います。

○議長（菅原義幸君） 質問はその利息が減ることはないのか。一括返還することによって、そこは答えてください。繰り上げ償還をすると利息に係る期間が短くなるわけですから、減らないんですかという話です。

町長。

○町長（高橋貞光君） 実は修学資金、毎月借りているんです。20年から26年まで7年になります。借りております。借りた都度、利息が当然発生してきますから、これまでの利息と考えていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 説明わかりました。ということはぜひこの出資している病院にこなきゃだめだよっていうこと前提にありますよね。この利息の付け方なら。そのほかにペナルティ付かないかと思って私心配しておりますこのほかに。そういうことはないでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それはないと思っております。今回許していただけるならば、これを本人に貸付けをして、これを毎月の給料の中から返していただくことを考えております。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） きょう当日配布で見させていただいたんですが、常任委員会で掛かった案件だというのは先日聞いたんですけど。先ほど江上議員からも道義的なことも含めて心配があるという内容で質問ありましたが、まだ相手先にも知らせない、話もしてないという状況で、きょう臨時会ではありますけどご承知のとおりネット配信にもなってますし、先ほど説明の中でも空知管内ということで病院自体は限定されてませんが、そういうことでネット配信もしているわけです。その中で議会が承認したのちには、そこと話合うということでは私も大湯議員のおっしゃるような心配も考えられますので、その辺を含めて単純に今回の貸与というか、その奨学金をまちの公金を使って貸与するというのはいかがかということで、良しとは言えない心境にありますけど、今後これで協議した時に今ありませんとおっしゃいましたが、大湯議員心配しているような形で何らかの問題があるような気がするんです。道義的が付き合いも含めて、今後のせたな町と医師の産業医科大学ですか。そこの関係とか。そこに影響もあるように思えるんですが、町長その辺どういうふうにお考えですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどこの先生から今勤められている病院にお話をしていないという事務局長の答弁ございましたが、実はその後に私答弁をいたしまして、相手先の院長にはうちの院長からお話をしているという状況でございます。したがって、その辺のトラブルは、これはもちろん礼儀を尽くさなければいけないと私たちっておりますが、その辺のトラブルはないと思っております。ただ産業医科大学から奨学資金を借りておりますので、こちらも丁寧に事情を説明して、ご理解を願う作業はきちっと進めなければならないと思います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 産業医科大学系列との関係も町長おっしゃってますけど私としては、その心配もぬぐえませんが、あと現在まちには住んでないわけです。見込んで今議案として要はお金を貸すわけです。2,500万を。そういうことも私としては町民にも説明することはできないかということで今判断せざるを得ない状況ですが、理解を得れないと思っておりますけど、今まちに住んでない、他町に住んでる方をその方にこういう形で公金を貸すということに関しては、どう思いますか。医師不足で森先生の心中も察するわけです。そういうことも含めて心配する通っている患者さんの気持ちも十分わかった上で、町長今どう考えるかももう一度答弁い

ただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。今回のケースにつきましては、これは特例中の特例と考えていただきたいと思います。これは医師でなければこういう話には当然なりません。今、先ほど言いましたように現在常勤医師2名体制ということで大変先生方ご苦労されて、激務で診療を行なっていただいている。院長の声を借りればこのままでは来年今いる医師についてもわからないような状況にあるんだと。ぜひ安心して勤務いただけるように今回何としても新しい常勤医師の確保したいということであります。これは院長や病院のためというよりは、むしろ町民の医療を守るというそういった角度から、この異例とも言えるこの中で何としても医師確保をさせていただきたい。でなければなかなか皆さんもご承知のように、現在、医師を右から左へ確保するというような状況にはなっておりませんし、常時、今医師の募集をしておりますが、未だにこの医師以外の応募がないという状況にございますので、これは町民の皆さんにも安心をしていただく、そして町民の皆さんの医療をしっかり守るという自治体病院の使命を果たしていくというそういった大きな役割もご理解いただいて、この議案を通していただきたいと思いますと考えているところでございます。異例でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 特例中の特例、それで異例ということでご答弁いただきました。確かにそうです。私も町長答弁されたように我がまちも医師不足で悩んでいるのは町長の心中も察しています。ほかの自治体も医師不足、これは全国的なことですが。今回の特例、異例を仮に許したとしたり今後特例、異例の状況が起こる可能性もないとは言えないわけです。それで関連して数年前のこと、歯科医のことで言わせてもらいますが、当時大成区の歯科診療所に勤めていた歯科医師からもこのような形で、内容はきちんと記憶にもありませんし、資料としてもありませんが、申し入れた経緯があるんです。その申し入れをまちが了解しないで、その方は退職していったと。そのあとに歯科医師の確保にかなりご苦労されたという経緯がありました。そのときにもこれと同じように、もしあれだったら特例中の特例という異例という形で許せいただければ数カ月、どのぐらいかわかりませんが歯科医師を確保できたのかという状況が数年前にありました。これは関連しませんけど、いろいろな今後問題をはせるような状況は拭い切れませんので、私としてはこれはいかがかという形で判断せざるを得ない。森先生には繰り返しになりますが、通っている患者さんの心中は本当に十分察するんです。そこも含めた上で今回この肩代りするということに関しては賛成できないかということで質問を終わらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 過去にそういう例がございました。私たちとしてはしっかり過去に学ばなければならないと思います。したがって、これはあとからあの時に無理して確保しておけば良かったということでの後悔というものは、これは町民の皆さんのことを思うと、やはりするべきではないし、ここはきちっと確保するべきと、これは先ほども申し上げましたよう

に院長あるいは病院のためではなくて、これは石原議員もよくご存じでございます町民の皆さんのためということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） 今回のこの案件につきましては先般の総務厚生常任委員会の中で29日に説明受けた中で、その中で結構長時間にわたり論議した経過がございます。その中において、きょう改めて出されました資料と産業医科大学における貸付金の明細書それから償還といったのも、そういったものを縷々提出していただきました。内容的にはこの前の会議の中ではなかなか資料不足、それから審議不足もあって、即同意、合意という結論には達していなかったわけでございますけども、その案件がそろえばよろしいでしょうというようなことで進んだと自分で記憶してございます。ただ今いろいろ説明あったとおり医師不足という点からいけば、これは町長でなくても町民全体から非常に大きな問題であると考えているものでございます。ちなみにこの前も話し申し上げましたが、医師が毎度変わることによって主治医がないということで、患者が離れていくという現状も現在進んでおります。ある意味で長期間、長期医師として勤めていただいて、それによって患者がその医師を慕って病院に通ってくれる。そういった意味では患者の安全安心ですか。そういう意味ではやはり長期間勤めていただける医師が必要であろうということで、それは先ほど、ほかの議員も言ってましたけども重々してございます。そういった意味で、今回は特例中の特例という言葉を使いましたが、どうしても常勤医師の確保ということについてある程度のリスクは背負うと。しかし先ほど誰か申しておりましたけども、公のお金の無利子でございます。そういった金についてはやはり担保物件がなきゃならないということに対して、今回、貸付けに対しては連帯保証人を付けていただくということで、この資金の担保をしっかりと付けていただくと。これはもちろんでございます。いった中で今回の進めていく中において、二つほど気になる点がございましたので、この大まかにやむを得ない措置でないのかということで医師確保に係る今回の提案について、私は前向きに取り組んでいかなければ町民のために、または病院のためにならないということで、私は前向きに考えていきたい。このように先に言いまして、このきょう出された説明資料の中でちょっと疑問に思ったことがあるんですけども、二つほどございます。これは総額2,550万円を10年間で返していただくというけれども、これに対しては、まちとしては無金利という解釈になっているように気がするんです。それから丸印の下で中途退職の残額一括返済と書いてございますけども、ちょっとここで変なのは貸付金の償還方法は10年償還で8年以上勤務の場合とは書いてございますけども、この場合に償還免除となるのは7年たったら償還免除で7年間勤務していただければ辞めても残債の請求はしませんという言い方になるのかな。これは別に言葉尻つかまえて言っているわけではございませんけども、10年間の契約だから10年間勤めていただいた場合には、こうなりますよとなりますけども。やはり私ども町民にとっては本当に長期間、安心して頼れる先生が必要なわけです。だからこういう書き方になってくるとちょっとわかりにくい。中途退職というのはどういうことを意味してるのかと。またこの

中で8年目以降3分の1については免除するという事です。これについても確たる根拠ですか。やはり長年勤めていただくということであればこの分については、ある程度免除して一層、頑張ってください。ただし10年経ったら辞めてもいいですよということではないと思うんですけど。そういうの含めてその辺の考え方基本的な考え方なんですけども、その辺、今聞いた二つ半ですか、それについて答えをお願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず金利の関係でございます。これは今、奨学資金、医師、看護師共に貸付けを行っておりますが、これは金利を貰っておりません。したがって今回も金利なしということにいたします。償還でございますが、先ほど説明しましたように7年で3分の2を償還していただくということにしております。8年以降は3分の1が残るわけですが、7年で終わると、勤めを終えるということでは、免除ということにはなりません。8年以上務めるということにしております。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 町長、これは今質問ですけれども、これは答弁漏れと解釈してくれたほうがいいんですけれども、ここに書いてあるのは10年償還と書いてあるんです。10年償還と書いてあるんだから償還は10年なんです単純に。だから8年目以降免除というのは、どういう手続きなんですかということです。要するに10年間居るか居ないかわかんないけども、8年目以降になった時にこの分を返さなくてもいいと。単純に計算すれば大体月額20万くらいずつ、約20万くらいずつ7年間勤めていけば1,700万くらいになっていくと思うんですけど、それがあって、そのあと免除すると。だから最終的に10年間勤めて全部いただいて10年間きたから、その850万は貰ったけどもいいですよとかということだったらわかるんですけども。ちゃんとした対応の仕方しとかなないと、やはり医師の方にも誤解を招いて、どこで切るのか。やはり10年間は、償還は10年間だから10年間は最低でもらわなければならないし、それ以上もいてくれればありがたいんですけども、この辺の解釈のしかたについて聞いたんです。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほども申し上げましたが7年で3分の2を償還していただくということでございます。当然8年目以降は3分の1が残ります。10年償還という話も申し上げましたが、その8年以降の残った部分、3分の1の部分8年以上勤めていただければ免除することになります。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 町長こういうようなことで3回目なのでもったいないんですけども、町長変ですよ。私そんなことだったら賛成できません。これは10年償還で10年間で返すという約束事なんですから、8年以上勤めたらいいですよというそういう解釈だったら8年目で辞められた場合にはどうなんです。例えば、途中やめた場合には全額返していただきますと

いうけども、その全額を7年間払ってきた場合、細かな勘定ですけれども、そうではなくて、きちんとその辺の償還計画とそれから8年目以降の部分をきちんとしておかないと、7年経ったら払ったら、あとはもういいですからって言って8年目に辞めたら、9年目に辞めたら10年間勤めてくれるってことで結局3分の1免除なんでしょう。だから、それ違うんですか。それは8年間勤めればあとはいいですという。ここに書いていると7年です。7年間勤めてくれたら1,700万返してくれれば、あと辞めてもいいですという感覚なんですか。だけどそういう感覚だと思うんだけど。また次質問できませんから言いますけれども、そうしたら10年償還ということで、こういうふうには計画を出して、議会の方に承認もらってながら7年で辞めたから、7年で全部返済終わりましたということであって、これはおかしいでしょう。勤務ちゃんと10年償還では10年間勤務していただくよということが条件です。ただし10年間勤務していれば7年間分で払って、8年目以降の分については償還はいいですけれども、10年償還ですから10年間居てくださいと。そういうことになりませんか。私の考え変ですか。

○町長（高橋貞光君） いえ、大丈夫です。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ちょっと休憩してもらえませんかでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 答弁難しいですか。

○町長（高橋貞光君） ちょっと調整します。

○議長（菅原義幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再会 午後 2時45分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

再開時間の遅れを議長としてお詫び申し上げます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 答弁調整で時間を取っていただいてありがとうございます。

先ほどの平澤議員の質問に対して、お答えをいたします。7年で3分の2本人償還という説明をいたしまして、免除額につきましては8年目以降3分の1残ってる部分についての答弁を申し上げましたが、改めまして8年目以降につきましては、その年の部分を免除するというのといたしまして、8年につきましては、8年目仮に、8年居た場合には8年目を免除すると。9年、10年につきましては免除しないと。9年いたら8年、9年を免除して10年目が残る。10年いけば全額免除ということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員よろしいですか。

○9番（平澤 等君） はい。

議長4回目いいですか。

○議長（菅原義幸君） 許可します。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） 今、出してくれたとおり、あくまでも確認なんですけども10年契約、10年間の償還をしていただくということだから、今回来ていただけるかもしれない医者については10年間は最低でも勤務していただいていますということで、そういうことです。ただ、さっき言った9年目、10年目というようなことになると、ようするに残って、途中がまだ3年残ってる場合には免除金はありませんよってということで、あくまでも最低でも10年以上していただく。ただし中途退職というのは、これはあくまでも中途退職、5年の場合、5年目の部分から残った部分についての金額ということで満額償還していただくということですね。そういうことで確認なんですけども。この分について、その年度で終わった部分について免除額にいかない部分については、その部分は全額返していただくし、8年、9年、10年目に対しては残った部分についての10年未満で辞めた絵場合には、10年間いた場合で初めてその分がそうなるということで、できれば本当に10年も20年も勤務していただけるようにしっかり頑張っていただきたいと思っておりますけども、その辺についてのこのこの文書の書き方、説明の資料の書き方では、その辺がちょっと怪しくなってますので今後何かありましたら、書き方については留意していただきたいという希望を添えて終わります。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

大野委員長。

○10番（大野一男君） このただ今審議されています。病院の医師獲得の案件であります。当初、総務厚生常任委員会で事前の審議をさせていただきました。そのときも資料不足と委員会からも縷々いろいろ請求をして本日の議会に入ったわけですが、本日の議論をお聞きしてもまだなかなか整理しきれていない部分があると感じております。よって議長にご提案を申し上げますが、今回の議案については、総務厚生常任委員会にもう一度負託をして審議をする時間をとっていただきたいとこのようにお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） ただ今大野委員長からお聞きのと通りの提言がございました。改めてお諮りいたします。日程第6、議案第2号 平成27年度せたな町病院事業会計補正予算についてを総務厚生常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ご異議なしと認めます。

よって議案第2号平成27年度せたな町病院事業会計補正予算については、総務厚生常任会に付託することといたします。

日程第7、議案第3号 建物及び土地の無償貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案第3号 建物及び土地の無償貸付についてでございますが、有限会社ビー・ビーファクトリー瀬棚区にありますけども、現在無償貸付けしている町有建物のう

ち研修生用の住宅が老朽化していることから、空き家となっている住宅1棟を新たに無償貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福土産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福土裕継君） それでは議案の12ページでございます。現在、有限会社ビー・ビーファクトリーには工場それから簡易型の自転車置場、そして住宅を貸付をしているところでございますが、そのうち研修生用の住宅これが築50年以上を経過いたしまして、床が落ちるなどの老朽化が厳しいということから、先般、新たな住宅の確保につきまして要望があったものでございます。これを受けまして検討した結果、現在、工場の裏手に空き家となっております職員住宅1戸、これにつきまして十分居住が可能であるとの判断から、これを新たな住宅として無償貸付けしようとするものでございます。1、無償貸付けする建物、住宅、所在、久遠郡せたな町瀬棚区本町742番5、構造、コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て、面積59.99平方メートルであります。2、無償貸付する土地、所在、久遠郡せたな町瀬棚区本町742番5の一部、地目宅地、地積219平方メートルであります。3、無償貸付けする期間、契約の日から平成28年3月31日まで、これは現在の貸付期間と同様でございます。4、無償貸付の相手方、久遠郡せたな町瀬棚区本町741番地4、有限会社ビー・ビーファクトリー、取締役川口美紀子。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 常任委員会でも福土課長からいろいろ説明ありまして、その場でも発言させていただけましたが、建物、古い感じだと伺ってましたし、その時点で補修があれば早急に対応していただきたいと言わせていただきましたが、そこを改めて福土課長から答弁いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 福土産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福土裕継君） お答えいたします。先日のご質問を受けながら、これの貸付けに向けまして最小限の改修ということで、これは契約上はすべてビー・ビーファクトリー側で改修等を行うこととなりますが、こちらといたしましては換気口それから浴室の壁、それと洗い場これらの改修を予定してございます。また入居に当たりまして、ハウスクリーナー、清掃を入れたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございせんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長(菅原義幸君) これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で、平成27年第7回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月28日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 大 野 一 男

署名議員 熊 野 主 税